乙区域又は甲区域をいう。）において従業する国際総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数をいう。以下同じ。）五百トン以上の漁船以外の漁船においては、少なくとも二年に一回）実施しなければならない。

④　海員に対する操練のうち、救命艇の進水及び操船は搭載する全ての救命艇について少なくとも三月に一回（国内各港間のみを航海する船舶（特定高速船及び漁船を除く。）並びに我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する国際総トン数三百トン以上の漁船（第六項において「外洋大型漁船」という。）以外の漁船（以下この項及び第七項並びに第三条の九第二項第二号及び第三号において「国内航海船等」という。）においては、少なくとも一年に一回）、救助艇操練及び非常操舵操練は少なくとも三月に一回（国内航海船等の救助艇操練にあつては、少なくとも一年に一回）、損傷制御操練は少なくとも三月に一回、それぞれ実施しなければならない。

⑤～⑧　（略）

（作業言語）

第三条の十九　（略）

②　（略）

③　次の各号に掲げる船舶（推進機関を有しない船舶を除く。）の船長は、乗組員が航海の安全に関して船外と通信連絡を行う場合及び航海当直を実施している者が水先人と会話をする場合には、日本語（相手方の使用する言語が日本語である場合に限る。）又は英語を使用させなければならない。ただし、相手方の使用する言語が日本語又は英語以外の言語であつて当該乗組員の使用するものと同一である場合には、この限りでない。

一　（略）

二　旅客船又は自ら漁ろうに従事する漁船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの（国際総トン数五百トン以上のものに限る。）

（外国船舶の監督）

第七十八条の二の五　法第百二十条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、条約第三条(a)から(d)までに掲げる船舶以外の船舶及び同条(b)に掲げる船舶であつて長さ二十四メートル（千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書第一章第一規則(2)の規定により、測定の基礎として、長さに代えて国際総トン数を使用することを決定している国に属する船舶の場合にあつては、国際総トン数三百トン）以上の船舶（法第百二十条の三第一項第二号に掲げる要件に適合しているかどうかについて検査を行う場合に限る。）とする。

乙区域又は甲区域をいう。）において従業する総トン数五百トン以上の漁船（次項及び第六項において「外洋大型漁船」という。）以外の漁船においては、少なくとも二年に一回）実施しなければならない。

④　海員に対する操練のうち、救命艇の進水及び操船は搭載する全ての救命艇について少なくとも三月に一回（国内各港間のみを航海する船舶（特定高速船及び漁船を除く。）及び外洋大型漁船以外の漁船（以下この項及び第七項並びに第三条の九第二項第二号及び第三号において「国内航海船等」という。）においては、少なくとも一年に一回）、救助艇操練及び非常操舵操練は少なくとも三月に一回（国内航海船等の救助艇操練にあつては、少なくとも一年に一回）、損傷制御操練は少なくとも三月に一回、それぞれ実施しなければならない。

⑤～⑧　（略）

（作業言語）

第三条の十九　（略）

②　（略）

③　次の各号に掲げる船舶（推進機関を有しない船舶を除く。）の船長は、乗組員が航海の安全に関して船外と通信連絡を行う場合及び航海当直を実施している者が水先人と会話をする場合には、日本語（相手方の使用する言語が日本語である場合に限る。）又は英語を使用させなければならない。ただし、相手方の使用する言語が日本語又は英語以外の言語であつて当該乗組員の使用するものと同一である場合には、この限りでない。

一　（略）

二　旅客船又は自ら漁ろうに従事する漁船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数（以下「国際総トン数」という。）が五百トン以上のものに限る。）

（外国船舶の監督）

第七十八条の二の五　法第百二十条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、条約第三条(a)から(d)までに掲げる船舶以外の船舶とする。

附　則

この省令は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。